市連会９月定例会説明資料
令 和 ８ 年 ９ 月 １１ 日
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

横浜市長選挙に関するお願い

日頃より各種選挙の執行にあたり、皆様方には多大なるご協力をいただき、改めて御礼申し上げます。

さて、横浜市長の辞職に伴い、令和８年 10 月 18 日に横浜市長選挙が執行されます。従前のとおり、市・区選管の緊密な連携のもと、公正かつ円滑に選挙を執行していきたいと考えております。

つきましては、自治会町内会の皆様に、投票管理者等の推薦をはじめとした各種ご依頼をさせていただきます。短期間で事務手続きを進めざるを得ないことから区連会の場でのご依頼でなく、区選管から個別にお願いさせていただくかたちになります。

何卒ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

１　選挙の種類及び日程

選挙の種類	市長選挙
告　示　日	令和８年 10 月　４日(日)
投　　票	令和８年 10 月 18 日(日)　　午前７時～午後８時
開　　票	令和８年 10 月 18 日(日)　　午後９時 15 分から

期日前投票所 設置場所	設置期間	時間
区役所	10 月５日(月)～10 月 17 日(土) 【13 日間】	午前８時 30 分～午後８時
臨時 (区選管の指定した施設)	10 月５日(月)～10 月 17 日(土)※1 【13 日間】	午前９時 30 分～午後８時※2

※１　期日前投票所を３か所開設する区においては、３か所中１か所は期間を短縮しての開設となります。
※２　商業施設を使用する場合は、商業施設の開館時間から午後８時まで

２　依頼事項

(１)市長選挙における当日投票所の投票管理者・投票立会人の推薦

各投票所に投票管理者１人、同立会人２人のご推薦をお願いいたします。

なお、投票管理者や投票立会人は投票所の運営に重要な職務を担っていることから、原則として投票日において１人の投票管理者及び２人の投票立会人によりその事務を担っていただくことと考えていますが、長時間の拘束等により人員の確保が難しい場合は交替で従事することも可能です。

(２)期日前投票所の投票立会人の推薦(一部の区)

期日前投票所の投票立会人２人の人選について、区選管から相談がありましたらよろしくお願いいたします。

【次ページあり】

（３）選挙公報の配布（一部の区）

青葉区では、選挙公報の配布依頼はありません。

選挙公報は、投票日の２日前までに全世帯に配布すべきものとなっておりますので、自治会・町内会で配布いただける場合には、未加入世帯を含めての配布をお願いいたします。

なお、配布謝金は９円を予定しております。

（４）選挙啓発（ＰＲ）ポスターの掲出等

選挙 PR ポスターの掲出を各自治会・町内会の掲示板にお願いいたします。

なお、ポスターは、掲示板の数に合わせた枚数を各自治会・町内会様あて郵送させていただきます。

３　その他

（１）投票所従事者の確保にかかる支援

投票所の運営は、投票管理者・立会人のほか、自治会・町内会から選出された従事者のご協力により支えられておりますが、従事者の確保が困難な場合は、各区選管へご連絡ください。可能な限りご相談に応じさせていただきます。

市・区選管では、今後、若年層や高校生の投票所従事についても積極的に進めていく予定です。

（２）投票管理者・投票立会人報酬

報酬額については下記のとおりです。

終日従事いただいた場合の報酬

区分	職名	報酬
当日の投票所	投票管理者	１４，７００円
	投票立会人	１３，６００円
期日前投票所	投票立会人	１２，５００円

交代制とする場合の交代時間及び報酬（原則）

職名	投票時間	報酬
投票管理者	(前半) 7:00 ～ 13:30	７，３５０円
	(後半)13:30 ～ 20:00	７，３５０円
投票立会人	(前半) 7:00 ～ 13:30	６，８００円
	(後半)13:30 ～ 20:00	６，８００円

選挙管理委員会事務局選挙課
渡部
TEL　671-3335